

〔新型コロナウイルス感染症に関する支援〕 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活を支援するため、給付金を 支給します。

対象 世帯

- 世帯全員の令和4年度分「市民税均等割が非課税」の世帯
- 令和4年1月以降の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少し、「市民税均等割非課税相 当 | の収入となった世帯 (家計急変世帯)
- ※令和3年度にこの給付金を受給した世帯(給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む)は、 要件を満たさないものとします。
- ※その他、DV (ドメスティック・バイオレンス) 等で避難中の市民税非課税世帯でも受給できる場合があり ます。詳しくは下記までご相談ください。

支給対象者対象世帯の世帯主

支 給 額 1世帯当たり10万円

申請手続等

- ①令和4年6月1日時点でたつの市にお住まいで、世帯全員の令和4年度分市民税均等割が非課税の世帯 市から手続きに必要な確認書を送付させていただきます。この確認書の返信により手続き完了です。
- ②上記①と同じ世帯で、世帯の中に令和4年1月2日以降に転入された方がおられる世帯 確認書の送付はありません。転出先の自治体から令和3年度分の非課税証明書を取得していただいた うえで、申請が必要となります。
- ※ただし、①②の世帯で、市町村民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は、対 象外となります。

③家計急変世帯

世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1カ月の収入×12)が市民税均等割 非課税水準以下であることを証する書類を添付のうえ、申請が必要となります。

支給方法 確認書または申請書の受付後30日以内に指定された口座に振り込みます。

受付窓□ 確認書 地域福祉課または各総合支所地域振興課 申請書 地域福祉課

受付期限 9月30日(金)

▶地域福祉課·臨時特別給付金担当窓口(☎64·3196)



高齢者おでかけ支援事業」の申請はお済みですか?

既存の高齢者タクシー利用券または障害者福祉タクシー利用券の交付 を受けていない75歳以上の方がいる世帯を対象に、「高齢者おでかけ支援 券 の交付申請書を送付しています。



おでかけ支援券の交付を希望する世帯の方は、交付申請書に必要事項を 記載の上、同封の返信用封筒で返信してください。

対象者 高齢者タクシー利用券または障害者福祉タクシー利用券の交付を受けていない75歳以上の方が いる世帯(昭和23年4月1日以前生まれの方がいる世帯)

助成内容 市指定のタクシー会社で利用できる「高齢者おでかけ支援券」3.000円分を交付します。

使用期限 令和5年3月31日(金)

高年福祉課(☎64·3152)



〔新型コロナウイルス感染症に関する支援〕 収入が減少した方への減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、申請により国民健康保険税・介護保 険料・後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。減免の申請等につきましては、各担 当課までご相談ください。

なお、減免の対象となる保険税(料)は、令和3年度及び令和4年度分のもので、令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの(年金特別徴収の場合は特別徴 収される年金の支払日)となります。

国民健康保険税 減免の対象者

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入また は給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次の要件すべてに該当する世帯
- ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填される金額を除く)が、前年の当 該事業収入等の金額の10分の3以上であること。
- ②前年の合計所得金額が1.000万円以下であること。
- ③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。
- ▶市税課(☎64·3145)、動地域振興課(☎75·0251)、電地域振興課(☎72·2525)
- ⑩地域振興課(☎322・1001)

介護保険料 減免の対象者

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な 傷病を負った第一号被保険者
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産 収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次の要件すべてに 該当する第一号被保険者
- ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填される金額を除く)が、前年の当 該事業収入等の金額の10分の3以上であること。
- ②減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。
- ▶高年福祉課 (☎64·3155)、動地域振興課 (☎75·0253)、動地域振興課 (☎72·2523) ⑩地域振興課(☎322・1451)

後期高齢者医療保険料 減免の対象者

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な 傷病を負った被保険者
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産 収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次の要件すべてに 該当する被保険者
- ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填される金額を除く)が、前年の当 該事業収入等の金額の10分の3以上であること。
- ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- ③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。
- ▶国保医療年金課(☎64・3240)、動地域振興課(☎75・0253)、量地域振興課(☎72・2523)

⑩地域振興課(☎322・1451)

2022年7月号